

滋賀県人権啓発資材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県人権施策推進課が所有する人権に関する啓発資材（以下「資材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(資材の使用目的)

第2条 滋賀県人権施策推進課長（以下「管理者」という。）は、県内の地方公共団体や各種団体等が、人権啓発の目的をもって資材を使用する場合は、これを貸し出すことができる。

(使用の申請・承諾)

第3条 資材を使用しようとする者は、事前に人権啓発資材貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、管理者に提出し承諾を受けなければならない。

2 管理者は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関する認められる場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用する場合
- (5) 特定の個人または団体等の広告等に利用される恐れがある場合
- (6) その他、管理者が不適切であると判断した場合

(資材)

第4条 貸出しの対象となる資材は、別紙一覧のとおりとする。

(貸出期間)

第5条 資材の貸出期間は原則として7日以内とする。ただし、貸出期限にあたる日が閉庁日の場合は、その翌開庁日までを貸出期間とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」（以下「ジンケンダー」という。）に関わる資材を使用する場合は、ジンケンダーのイメージを損なう使用をしないこと。また、ジンケンダーの着ぐるみを着用する場合は、別途定める使用マニュアルに記載された事項を遵守すること。
- (2) 第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 火気および危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 荒天時に屋外で使用しないこと。

- (5) 貸出期間を遵守すること。
- (6) 資材を複製しないこと。
- (7) 承諾された用途にのみ使用し、管理者が付した条件・指示に従うこと。

(承諾の取消し)

第7条 管理者は、使用者がこの要領または承諾内容に違反していると認められた場合は、その使用の承諾を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承諾を取り消された者は、承諾の取消しがあった日以降、当該承諾に係る資材を使用してはならず、直ちに返却しなければならない。
- 3 第1項の取消しにより、使用者に損害が生じても滋賀県はその責めを負わない。

(報告)

第8条 使用者は、資材の使用後は速やかに返却しなければならない。また、使用者は返却の際に資材の状態を確認し、人権啓発資材使用報告書(様式第2号)に必要事項を記入の上、管理者に提出しなければならない。

(損傷または紛失の届出等)

第9条 使用者は、資材を損傷または紛失した場合は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 使用者は、損傷または紛失した資材を、使用者の責任と負担により、現状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 資材の使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(費用の負担)

第11条 資材の使用料は、無償とする。なお、資材の貸出し、または返却に要する経費は、使用者の負担とする。

(内規)

第12条 この要領に定めるもののほか、資材の貸出しについて必要な事項は管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

付則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

付則

この要領は、平成25年12月19日から施行する。

付則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

付則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

付則

この要領は、平成29年5月10日から施行する。

付則

この要領は、平成30年2月15日から施行する。

付則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

付則

この要領は、令和3年9月29日から施行する。

付則

この要領は、令和4年11月29日から施行する。

付則

この要領は、令和7年1月27日から施行する。